

## 令和4年度第2回府中市図書館協議会 会議録

日時 令和5年1月31日(火)

午後2時～午後4時

場所 ルミエール府中 5階会議室

出席:

[委員]

新井 祥穂委員、荒川 徳子委員、岩浅 雅美委員、江幡 さち子委員

大野 友和委員、栗原 浩英委員、齊藤 誠一委員、島田 文江委員

富田 陽子委員、藤原 美江委員

[事務局]

佐藤文化スポーツ部長、平野図書館長、田口図書館長補佐

藤川サービス係長、神戸主任、平田主任、橋本主任、金崎事務職員、鈴木事務職員

傍聴人:なし

議事

1 開会

2 事務局より報告

3 審議事項

(1) 府中市立図書館運営方針(案)について

4 その他

令和5年度の開催について

配布資料

資料1 府中市立図書館運営方針(案)

資料2 第7次府中市総合計画(図書館部分抜粋)

資料3 第7次府中市総合計画ガイドブック

資料4 令和3年度府中市立図書館事業概要(確定版)

補助資料

・令和2年度多摩市立図書館事業計画

・令和2年度多摩市立図書館事業評価

## 1. 開会

### 【会長】

ただいまから令和4年度第2回府中市図書館協議会を開催させていただきます。  
まず、出席状況の確認を事務局からお願いいたします。

### 【事務局】

出席状況のご説明をさせていただきます。本日の出席状況でございますが、定数10名全ての方が出席する予定となっております。これにより、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

### 【会長】

ありがとうございました。  
続いて、傍聴者について、事務局から報告お願いします。

### 【事務局】

傍聴者につきましてご報告いたします。「広報ふちゅう」1月11日号及びホームページで、傍聴希望者のお知らせをしましたところ、傍聴の希望はありませんでした。

### 【会長】

ありがとうございました。  
続きまして、本日の配付資料について、事務局からよろしく説明をお願いします。

### 【事務局】

本日の配付資料ですが、開催通知とともに事前に郵送させていただいている資料が次第のほか、4点となっております。資料1としまして「府中市立図書館運営方針(案)」になります。それから資料2としまして「第7次府中市総合計画(図書館部分抜粋)」。続いて、資料3「第7次府中市総合計画ガイドブック」、資料4「令和3年度府中市立図書館事業概要(確定版)」となります。

資料1の附属資料として、事前に皆様から頂いた意見を欄外に記載した府中市立図書館運営方針(案)を机の上に置かせていただいております。

次に、府中市立図書館運営方針(案)と次回以降審議予定の図書館評価との関係をイメージしやすくするため、近隣市の事例として、多摩市の図書館事業計画及び事業評価を補助資料として用意しております。

そのほかに補助資料としまして、4点の資料があります。1つ目が「府中市立図書館資料選定基準」、2つ目が「府中市立図書館資料の収集に関する要綱」、3つ目が「府

中市立図書館資料保存基準」。4つ目が「府中市立図書館電子書籍サービス実施要綱」となっております。

加えて3月1日にリニューアルオープンするルミエール府中全体としての記念イベントと中央図書館のリニューアルオープンの記念イベントのチラシ、図書館大会のチラシの合計3枚も机に置かせていただいております。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2、事務局からの報告をよろしく願いいたします。

## 2.事務局より報告

【事務局】

事務局からの報告は4点ございます。

まず1点目ですが、先日開催されました「令和4年度東京都多摩地域公立図書館大会について」でございます。

図書館大会は図書館職員及びその関係者の研修・交流及び市民の方との共同研究の場として、毎年開催されておりますが、新型コロナウイルスのため令和2年度は中止、3年度はオンライン配信形式で開催されておりますが、今年度は令和5年1月26日から27日の2日間、東村山市立中央公民館にて対面式で開催されました。

手元のチラシにも内容の記載がございますが、今年度のテーマは「DX(デジタルトランスフォーメーション)と図書館」でした。

1日目の午前中は第1分科会「実務の現場から」として、都留文化大学の日向教授の講演が行われました。

デジタルトランスフォーメーションとは直訳すると「デジタル変革」となりますが、その意味は、デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへと変革することとされております。電子図書館を導入している自治体の実施や課題について、実務に関わる職員とともに考える内容でした。

午後は第2分科会「地域資料の活用とデジタルアーカイブ」、さらに、2日目の第3分科会では「図書館利用に障害のある人々のサービスのこれから」としまして、障害者サービスの視点から開催されました。

なお、図書館大会には本市図書館協議から2名の委員が参加されました。

【会長】

ご感想などあれば教えていただけますか。

【委員】

第3分科会に参加しまして、最初、私は知識もないのにいいのだろうかという気持ちでしたが、どんどん話に引き込まれて、障害というのはその障害者にあるのではなくて周りの環境にあるということが非常によく理解できました。小学校でも何かできることがあるのではないかとことを考えながら、来てよかったと思いました。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

2日間参加しましたが、デジタルの新しい取組について理解しました。これから、府中市ではどのようにDXに取り組むのかということを考えました。

「地域資料の活用」についての講演は非常に良かったです。府中市でも、いろいろな歴史があるので、もっと市民の人たちに知ってもらえるような取組をしなければいけないと思いました。

障害サービスの取組の講演では、高齢者が脳梗塞などの原因で障害になる方も多くなっているの、そういう人たちがどういう方法で図書館と関わってコミュニケーションを取れるのかを非常に考えさせられました。私としては委員をさせていただいたおかげで、改めて学ぶことができるとも良かったです。

【会長】

ありがとうございました。多摩地域の図書館大会では多くの方に良い情報提供できていると思います。お二人ご報告ありがとうございました。また来年もありますので、ぜひご参加いただければと思っております。

それでは、事務局から報告事項の続きをよろしく申し上げます。

【事務局】

では、2点目は「第5次府中市子ども読書活動推進計画」の進捗状況についてご報告いたします。

府中市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成15年より「府中市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちへの読書啓発活動などの事業を推進しております。現在、第4期の6か年計画の中の5年目を迎えていることから、次の第5次計画策定に向けての準備を進めているところです。

今後のスケジュールは、前回の協議会でお示しさせていただいたとおりです。現在は、子どもの読書活動に関するアンケートや計画の内容について検討を進めており、

それぞれのたたき台の作成に着手しているところです。アンケート結果及び第5次計画につきましては、今後も当協議会で随時ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて3点目でございますが、地区図書館10館が所在している文化センターについて令和3・4年度にわたり審議されました。「文化センターあり方検討協議会」についての報告となります。なお、この協議会には、図書館協議会から栗原副会長に2年にわたり参画いただきました。

この協議会は、市内に11か所ある文化センターの老朽化対策等の計画的に進めるために施設整備のスケジュールや基本的な機能の考え方について審議し、「府中市文化センターあり方に関する基本方針(案)」の答申を提出しております。この基本方針(案)については、令和4年11月21日から12月20日の期間でパブリックコメント手続による意見公募を行い、現在頂いた意見を集約・反映し、成案を作成中です。成案が完成した際には市ホームページ等で公開されますので、ご参照いただきますようお願いいたします。公開の際には皆様にメール等でお知らせをいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。副会長が「文化センターあり方検討協議会」の委員を務められたということで具体的にどのようなことが話し合われていたのかお教えいただけますか。

#### 【副会長】

文化センターは、それぞれ建設された時期が異なり、これから改修、改築しなければいけないということで、それをどうしていくかという内容でした。文化センターを未来に引き継いでいくという点では非常に重要な仕事をさせていただいたと思います。

議論の中で1つ印象に残っているのは、新築する場合に特徴のある建物にするのではなく、Wi-Fiを充実させるなど、設備面の充実に予算をかけたほうがいいのかという意見が多かったということです。あとは、少子高齢化の中で文化センターという市民の方々が一番身近な公共施設の重要性が高まるということを痛感しました。地域文化を継承すると同時にまた発信していくという、非常に重要な役割を果たしていくことになると思います。

#### 【会長】

ありがとうございました。私も文化センターの図書館に行きますが、いろいろな方が使われていて、身近にある施設は重要だなと思いました。2年間にわたって文化センターあり方検討協議会の委員を務められ、非常に有意義な議論がされていたと思います。

それでは、事務局からもう1点、報告の続きをお願いいたします。

#### 【事務局】

4点目ですが、中央図書館が大規模修繕・改修工事のため、令和4年10月1日から令和5年2月28日まで長期休館となっております。3月1日よりリニューアルオープンをいたしますが、これに伴い、ルミエール府中のオープニングセレモニーと記念イベントを開催いたします。

オープニングセレモニーは、3月4日の13時からルミエール府中1階のコンベンションホールで行います。当日は、市長の挨拶に続いて、吹奏楽の演奏などのイベントもごございますので、ご多忙とは存じますが、図書館協議会の皆様にもぜひご出席を賜りますようお願いいたします。

また、図書館としてのオープニングイベントは主に3月の毎週末に開催をする予定です。子ども向けのイベントとしては、親子で参加できるおはなし会や謎解きイベントを実施します。そのほか、バリアフリー映画会、市の市民団体と協働で開催するウィキペディアタウンイン府中、最終週には絵本などに動物の挿絵を描かれた動物画家の藪内正幸さんの活動を、そのご子息の竜太さんに語っていただく図書館講演会と原画展も同時に開催いたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。3月4日のオープニングイベントですが、委員としてぜひご参加いただければと思います。

それでは、続いて次第の3になりますが、審議事項に移らせていただきます。前回の協議会で説明のあった「府中市図書館運営方針(案)」を事務局で作成いただきました。こちらの案については、事前に各委員の皆様へ送付して、ご意見を頂いておりますが、まず事務局より方針案の説明をお願いいたします。

### 3. 審議事項 (1) 府中市立図書館運営方針(案)について

#### 【事務局】

それではお手元の「府中市図書館運営方針(案)」を御覧ください。こちらは前回説明させていただきました現行の「府中市立中央図書館運営方針」を事務局にて改訂して作成しております。そのため、現行の運営方針から大きく変更となった部分を中心にご説明させていただきます。

また、お手元の「府中市図書館運営方針(案)」には、委員の皆様からのご意見を記入させていただいております。

では、初めに1ページ目の1「方針の目的・法的根拠」をご覧ください。本方針案が

図書館法及び府中市図書館条例、府中市の第7次総合計画に基づき策定されていることを記載しております。現行の運営方針では、1の「趣旨」と2の「設置根拠」の(1)といたしまして記載されていた部分ですが、方針案では記載内容をより詳細にしております。

続きまして、2の「方針の位置付け、他計画との関連・連携」でございますが、現行の方針の2の「設置根拠」の(2)「関連する計画」に該当する部分ですが、文字での記載から図表での記載に変更することで、より分かりやすい記載に改めています。

続きまして、3の「基本理念」については、大きな変更はございませんが、より簡潔で分かりやすい表現に改めさせていただいております。

4の「基本方針」も大きな変更はございませんが、現行の方針では基本方針に中央図書館の機能についての記載がございましたが、その部分は6の「図書館の機能」に移しております。

2ページ中段の5の「重点取組事項」については、内容や記載の順番を整理しておりますが、主に新たな事業の追加や内容修正があった箇所を中心にご説明させていただきます。

(1)「市民の生涯学習を支える図書館」の項目ウの「だれもが利用しやすい図書館の読書環境整備」では、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる図書館を目指し、読書バリアフリー法や外国の方でも利用しやすい環境整備を行うことについての記載を追加しております。

3ページ目の項目エの「市民の生涯にわたる学習活動の支援」も新たに追加された内容で、図書館が社会教育施設として市民の生涯学習を支援するための取組について記載をしております。

続きまして、(2)の「子どもの生きる力を育み、青少年にも魅力ある図書館」の項目イ「府中市子ども読書活動推進計画に基づく施策の実施」では、市職員で構成する府中市子ども読書活動推進委員会との連携と「府中市子ども読書活動推進計画」の策定について記載をしております。

続きまして(3)の「情報化社会における市民の情報拠点となる図書館」の項目イの「幅広い情報発信体制の強化」では、図書館におけるDXの取組であり、今年度から本市も導入いたします電子図書館サービスについて記載をしております。

(4)「市民の誇りとなる図書館」の4ページでは、項目ウ「地域に根差す図書館サービスの促進」といたしまして、市内12か所にある地区図書館の役割について記載を追加しております。

続きまして6の「図書館の機能」は今回新たに追加した項目で現行の方針では、4の基本方針に記載されている中央図書館の機能について記載するとともに、4ページから5ページにかけて(2)といたしまして「地区図書館の機能」について新たにアからウまでを記載しております。

次に7の「提供するサービス」では、現行の方針の内容を整理して記載しております。新たな内容としましては、6ページ上段の(4)「地域情報の提供サービス」の項目イの部分で、地域資料のデジタル化及びインターネット公開について記載しております。

同ページ中段の(6)の「情報発信サービス」では、項目オで様々な理由で図書館に来館することが難しい方々に対しての非来館型サービスといたしまして、電子図書館について新たに記載しております。

6ページから7ページにかけましての記載の(7)「児童サービス」では、新たに項目オといたしまして、児童の健全育成及び安全性に配慮した利用環境の整備についての記載を設けております。

7ページ中段の(10)の「ハンディキャップサービス」の項目オでは、子どもたちが楽しく本に触れ合えるよう、布の絵本や触る絵本など、具体的な資料について記載を追加しております。

8ページから10ページまでの8「資料の収集」については文言整理のみで大きな変更はありません。

次に10ページ上段9の「資料の配架及び保存」の(1)の「資料の配架」についてですが、現行の運営方針には策定時点での資料の開架状況の表を記載しておりましたが、今後の運営方針は内容の改定の必要が生じた際に見直しを行っていくことから、現時点での配架の状況は記載しておりません。

次に10ページから13ページの10「管理運営」についてですが、市の組織体制の図表や文言を整理し、運営についても市と事業者の業務の分担、市民ボランティアとの連携を分かりやすくしております。

13ページ中段の「図書館情報システム」についてもネットワーク構築やセキュリティ対策などの項目を整理して記載しております。

「府中市図書館運営方針(案)」の内容修正についてのご説明は以上でございます。

なお、近隣の多摩市立図書館では、令和2年度多摩市立図書館事業計画に基づいて図書館事業評価を行っております。

本市では今回お示しいたしました運営方針(案)を成案とした上で、図書館事業評価を実施してまいりたいと考えております。前回会議で評価票のイメージを提示させていただいております。

#### 【会長】

ありがとうございました。運営方針(案)について、事前に委員の皆さまよりご意見を頂いております。記載されている委員の皆様からの意見を一件一件検討していきたいと思っております。

「学びを支援する意味で書籍やデータの提供に限らず府中市ならではの知的財産



である大学や企業と連携する形での情報発信を期待したい」とのご意見をいただいております。何か追加のご意見はありますか。

【委員】

府中市の地の利を生かし、公共図書館の機能を持ちつつ、他施設との差別化をすることで、その違いを生かすこともできると考えています。

【会長】

連携することでも、充実した情報提供が可能になると思います。

つづきまして、藤原委員より「読書好きの高齢者のために大人の中には読書好きの高齢者が多い。文字文化を愛する人々、高齢者を含む文章がどこかにほしいと思いました」とあります。少子高齢化が進んでおりますので、高齢者に対する対応の視点を踏まえて検討したいと思いますが、意見がありますか。

【委員】

多摩市の図書館事業評価に、高齢者に向けたおはなし会があるので、府中市もその視点で検討してみればどうでしょうか。

【委員】

約40年前の教育委員会が出された資料を1月14日の「新春の集いで」で展示したのですが、高齢者の方々も興味を持った方がたくさん居られました。高齢者の方でも府中を知らないというご高齢の一人暮らしの方が結構多いので、改めて文字好きな高齢者への取組について検討した方がよいと思います。

【会長】

それでは趣旨としてお伺いしておいて、詳細については事務局と調整をしながらまとめていきたいと思います。

【委員】

追加する箇所としては、方針案の5ページ以降で提供するサービスが対象別に記載されていますが、そこに一項目加えるのでしょうか。あるいは資料の収集方針に加筆のイメージでしょうか。

【会長】

追加する内容及び箇所についても、事務局と調整して検討したいと思います。

【委員】

図書館大会に参加して、本を読みたい人は寝たきりになっていても本の内容を聞きたいのだろうと感じました。

【会長】

障害者手帳を持っている人だけへ対応するなどでは、そこから漏れてしまう人が出てくると思います。図書館に来館できない方への対応できるサービスが必要となると思います。

それでは、次のページ、1ページですが、文章の中に「資料」という表現と、「情報」、「図書」、「図書資料」、「書籍」という表現が混在していると思います。

「資料」という表現は紙の資料というイメージを持つし、「情報」という表現は紙の資料を含めデータ情報なども含むイメージになりますので、「資料」とか「情報」と「図書」の表現の使い分けを整理したほうがいいと思います。本協議会で1つ1つ表現を検討することは難しいので、事務局と調整して、表現の検討を行いたいと思います。

【委員】

運営方針(案)は今後の方向性を示すと記載されていますが、どのぐらいの期間の方向性を示すものなのでしょうか。

【会長】

それでは、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

府中市図書館運営方針(案)については、上位計画の「府中市総合計画」の計画期間が前期4年、後期4年となっておりますので、これに照らし合わせて、運営方針(案)も修正が必要となる場合もあると考えております。

また、この運営方針(案)の中には、毎年度継続して行っているサービスもあれば、今後新たに始めるものや内容を修正して行っていくものがあります。運営方針(案)の改訂については、図書館サービスに大きな変更がある際に行いたいと考えております。

【委員】

この運営方針(案)を読んで、全体的には良い内容と思いましたが、記載されている個々の内容について、例えば電子図書館などいつまでに実現されるのかという具体的な記載が不明瞭であったため、質問しました。

【会長】

この運営方針(案)は、図書館運営の核となる部分についての記載となっております。それぞれの具体的なサービスについては、毎年度の事業計画で実現化していくのではないかと考えます。

【委員】

短期、中期、長期の目標を据えて具体的な記載があればより良いと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。ご指摘のあったように、目標を決めて事業をおこなっていくことは重要と考えております。市の総合計画の令和4年度からの4年の前期計画では、「図書館のサービスの充実」について、施策の方向性として、電子書籍の導入やデジタルアーカイブを進めると記載されています。上位計画の府中市総合計画とリンクして概ね4年という期間を府中市図書館運営方針(案)についても目標と捉えております。

【会長】

次に2ページの(2)の文言、「子どもの生きる力を育み、青少年にも魅力ある図書館」の段落での3行目の「感性が養われる」という表現ですが、項目名が「子どもの生き方を育み」となっていますので、「感性を育む」という表現の方が良いと思いますが、どうでしょうか。

【委員】

「育む」という表現の方が良いと思います。

【会長】

それではこの箇所の文言については、修正いたします。

続いて、3ページの(3)「情報化社会における市民の情報拠点となる図書館」の「幅広い情報発信体制の強化」の1行目「電子図書館」について、府中市では何を「電子図書館」として定義付けされているのか、事務局の考えはどうでしょうか。

【事務局】

電子書籍サービスの定義については、補助資料の「府中市立図書館電子書籍サービス実施要綱」に記載がございます。要綱の第2条で電子書籍についての定義付けを行っておりますので、府中市図書館運営方針(案)では、「府中市立図書館電子書籍

サービス実施要綱」の記載を用いた定義付けを行うことを考えております。

【会長】

ありがとうございました。それでは、「府中市立図書館電子書籍サービス実施要綱」を引用して定義していくよう、記載を改めることを検討します。

【委員】

3ページの(2)「子どもの生きる力を育み、青少年にも魅力ある図書館」のア「子どもの読書の推進」の2行目に記載のある「読み聞かせなどの経験を持つ専門職」についてですが、図書館の司書の方が読み聞かせのスキルを備えて子どもたちにそういった活動を提供するのか、外部から専門職の先生にお越しいただくのかどちらでしょうか。

【会長】

それでは事務局から回答をお願いします。

【事務局】

府中市立図書館では、行政職の市の職員と、司書資格を持つ会計年度任用職員が配属されています。児童担当の職員は、児童学に精通されている講師などによる研修を幅広く受けております。運営方針(案)に記載している「読み聞かせなどの経験を持つ専門職」というのは、主に児童担当に配属されている職員のことを想定しております。

【会長】

ありがとうございました。続いて、4ページのウ「地域に根差す図書館サービスの促進」の、「中央図書館に加え市内に12館ある地区図書館において、地域の方の身近な情報拠点として、地域の課題解決の支援に取り組むとともに、所在する施設」の箇所ですが、地区図書館は文化センターなどの公民館との複合施設ですので、「公民館などの複合施設の機能と連携し」など具体的な記載を入れた方が良いと思いました。1点、事務局にお尋ねしますが、「公民館」という表現は問題ないのでしょうか。

【館長】

地区図書館については、公民館が入っている文化センターのほか、生涯学習センターと、ふるさと府中歴史館が併設されております。そのため、「公民館など」という表現であれば問題はないと考えます。

【会長】

それでは、「公民館などの複合施設の機能と連携し」という表現に改める方向で検討します。

同じ箇所の「所在する施設の機能と連携し」のところですが、ご意見をいただいています。

【委員】

ここの部分の表現について、この記載だとどのような施設を想定しているのかイメージが掴みにくいと思いました。もう少しわかり易い表現に修正した方が良いと思います。

ここでの施設とは、防災施設が所在するとかそういう意味での表現なのかと思いましたが、会長と事務局のやり取りを聞いて、図書館がある建物に異なる用途の施設があるという意味だと理解できました。

【会長】

5ページに関しては、事前にご意見をいただいておりますが、ここの部分に先程ご意見があった高齢者への取組を入れられるのではと思います。

次に6ページの(4)「地域情報の提供サービス」のイの3行目で地域資料のデジタル化についての記載がありますが、この中に「著作権に留意しながら」という文言を入れておいたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

入れた方が良いと思います。

【会長】

それでは文言を追加することを検討します。

それから、同じページの(7)児童サービスの箇所に子育て支援に関する情報提供や、子育て支援に対するサービスについて、子育て支援の取組の記載を追加する必要があると思いますがどうでしょうか。

【委員】

入れた方が良いと思います。

【会長】

これに関して、事務局の意見はいかがでしょうか。

【事務局】

現在、図書館では児童サービスの一環として、児童とその保護者への取組を行っています。少子化対策という少しニュアンスは異なるかもしれませんが、子育て支援という部分では児童サービスに追加することが適切ではないかと考えます。

【委員】

子育てへの支援は記載した方が良いと思います。

【委員】

子育てのため、図書館のサービスが利用できないという意味では、7ページの(10)ハンディキャップに入れるのはどうでしょうか。

【会長】

少子高齢化の流れの中で子育て支援や、高齢者に対するサービスのようことが出ていますので、それらを整理して追加するか、高齢者サービスを追加して、児童サービスの中に子育て支援を追加する方法があると思います。運営方針(案)に組み込む方向で検討します。追加する箇所などは事務局と調整したいと思います。

それでは他に意見ありますか。

【委員】

7ページの(8)青少年(ヤングアダルト)サービスに関連してお伺いしたいのですが、府中市の図書館で百科事典のポプラディアを借りたことがあるのですが、ブリタニカの百科事典はありますか。

【事務局】

中央図書館ではデータベース席がございまして、その席でブリタニカオンラインジャンプのページを利用することができます。また紙媒体での辞典のほうも所蔵があります。

【会長】

紙媒体の百科事典では、インターネットで検索しても出てこないことが載っていることがあるので、非常に有用であると思います。

続いて、7ページ(8)「青少年(ヤングアダルト)サービス」について、「ヤングアダルトという表現は子どもと大人の間の世代を指すとのことなので、「子どもと大人」という表現に改めてはどうでしょうか」というご意見ですが、この部分に関しては中高生を対象とするサービスを記載していること、図書館の用語ではヤングアダルトや、青少年サ

ービス、ティーンズサービスという表現が定着しているのでこのままの表現が良いと思いますが、いかがですか。

【委員】

青少年サービスという表現が良いと思いますが、「ヤングアダルト」という表現が定着しているのであれば、このままでも良いと思います。

【会長】

続いて、同ページ(9)ビジネス支援サービスのウの箇所ですが、「市の産業振興部門などと連携し、産業活動に必要な情報や起業に関する情報を提供し」という表現ですが、これはビジネス支援についての記載で、「地域産業」の活性化を側面から支援しますということですが、地域産業だけではなく、非常に幅広いサービスで地域の活性化につながっていると思うので、「産業」に限定しなくても良いと思います。実際に行われているサービスでは、産業だけを対象にしているわけではないので、地域産業の活性化を「地域の活性化」という文言に改めれば良いと思います。

続いて8ページの(13)「ボランティア活動の推進」について、「同じ関心を持った市民同士が人と人が出会う、つながる機会の1つとなることは今後求められる機会だと思います」というご意見をいただいています。

【委員】

図書館では情報を提供するだけでなく、同じ関心を持った人が集まる場所という機能も持ってほしいとの意見になります。中央図書館には、ボランティア活動室もあり、公民館という機能もあるので、図書館で出会った人たちが実際の活動につなげて、発展できる仕組みへの支援はあるのでしょうか。

【委員】

私たちは子どもへの読み聞かせのボランティアをしていますが、そのような団体が府中市内にいくつかあります。私たちは小さい子へ向けての活動ですが、他団体では年齢の高い子どもに向けて読み聞かせ活動を活発に行っておられます。

【委員】

図書館としては、どのような関わりがあるのでしょうか。

【委員】

図書館では、様々な講師の方を招いて講座を開催して下さっています。市民向けの講習会をきっかけに、ボランティア活動を始める方もいらっしゃいます。

【会長】

様々なボランティアの方との関係を図書館が率先して作って、発展につながる場を作っていると思います。

続いては、9ページのエ「参考図書」の箇所で表記の違いについてのご意見です。

【委員】

この箇所では「調査・研究」という表記になっていますが、他の箇所では「調査研究」という表記となっています。

【会長】

「調査研究」で、表記を統一していきましょう。同じ段落で、「書誌」という表記についても「書誌目録」ではないかのご指摘がありました。

【委員】

「書誌」という表現は、著者名や出版年、タイトル名のような情報という認識でしたので、これが「図書」などと並んで表記されていたので、書誌目録のことではないかと思いました。

【会長】

この部分は「書誌」という表記を適切な表記に改める必要があります。

続いて、同ページのシ「特別コレクション」の段落に「大賀一郎博士、ハス」と表記されているが、それ以外にも多くのコレクションがあるのではないかとご意見です。

これについては、府中市立図書館の「特別コレクション」として指定しているのがこの7種ではないかと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】

府中市立図書館では、府中市に関連やゆかりのあるものを「特別コレクション」として、「国府・国分寺」「けやき並木」「甲州街道」「馬」「多摩川」「府中市在住著者」「大賀一郎博士・ハス」に関する資料をテーマ別にコレクションしています。ここでの記載はこの特別コレクションの説明になります。

【会長】

次は10ページの9の「資料の配架及び保存」(2)「資料の保存」の3行目の「絶版により購入が困難な資料や、実用書を除き、府中市で最後の1冊となる資料を収蔵



し」という文言ですが、この表現では、「実用書を除き」の部分が前の文と後ろ文どちらにかかっているか分かりづらいので、「実用書を除いた府中市で最後の1冊となる資料を収蔵し」と文言整理した方が良いと思います。

それから、10「管理運営」の2行目の「図書館は、市民の知る自由を保障し、生涯学習社会を支える中核的な社会教育施設であることから、市が責任を持って行う行政サービスです」という表現は図書館運営について、責任を明確にしているので良い表現と思います。

次の12ページの11行目特集展示のところで「このような形で情報発信ができるのは、情報と場所を併せ持つ図書館ならではの強みだと思います」という意見がありました。

それから13行目の「督促」について、「現在延滞利用されている方はどのくらいいますか。またその際の対応について知りたいです」との意見がありました。事務局から回答をお願いします。

#### 【事務局】

2023年の1月23日時点では、図書の貸出期限を越えて延滞している方は、323人となっています。府中市立図書館では、一定期間に応じて、電話、メール、はがき、訪問督促を行っています。

#### 【委員】

今後も簡明に着実な方法で実施していただきますようお願いします。

#### 【会長】

同じ12ページの(ウ)の「対象別サービス部門」の「ハンディキャップサービス」2行目の最後に、「りんご棚」との記載がありますが、これはどういうものか事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

「りんごの棚」については、子どもは皆、本を必要としており、読書の喜びを体験する権利があるという考えに基づき、スウェーデンの公共図書館で始まったサービスです。府中市図書館でも、「りんごの棚」としてのコーナーを作りました。誰もが使えるコーナーということで、大活字本、点字絵本、布の絵本、触る絵本、LLブックを置いています。

#### 【会長】

誰でも使える資料が置いてある棚を「りんごの棚」としているとのことですが、運営方針(案)を読んだ人が分かるように説明を加える必要がありますね。

運営方針(案)本文についての意見は以上ですが、運営方針(案)に関連した質問・意見を別にいただいているとのことですので、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

お2人の委員からご意見をいただいております。

はじめに、5点いただいております。

1つ目が、図書資料の提供で「様々な分野から幅広く選定し、収集します」とありますが、資料収集の財政的裏づけはできているのか、あるいはどのように担保するのか」というご意見です。「財政的裏づけ」につきましては、運営方針があることによって予算化に向けて取り組みますので、予算的な裏づけがない、担保がないのでやらないということにはならないと考えております。また府中市立図書館は、PFI事業者との契約で、全館の資料購入について15年間の長期契約を行い、債務負担行為により予算を確保しております。

続いて2点目「レファレンス機能の充実とあるが、どのような充実策を持っているのか」についてでございます。レファレンス機能の充実策としましては、参考図書、利用者にとっての有効なデータベースの整備、職員のレファレンス・スキルの充実・向上、市民向けのレファレンス講座の実施などがございます。また、国立国会図書館デジタルコレクションの閲覧サービスの提供や、地域資料のデジタル化による閲覧・活用などにつきましても、レファレンスサービスの充実に寄与するものと考えております。

続いて3点目です。多文化サービスで、「英語、中国語、ハングルなどの資料充実とあるが、一と同様、財政的裏づけはできているのか」というご意見です。「財政的裏づけ」につきましては、一件目でご説明のとおりとなります。

当館の外国語の資料提供といたしましては、中央図書館の4階に外国語資料のコーナーを設けておまして、17言語の資料、約9,200点を所蔵しております。中央図書館の書庫及び地区館も合わせると約1万6,500点となっております。

次に4点目の「館内サインの利用案内の充実の具体的な計画は」というご質問につきましては、3月のリニューアルオープンに向けまして、館内サインや利用案内をユニバーサルデザインに配慮したものに直直しをしまして、設置する方向で進めております。

最後に、5点目「職員の充実のための研修とあるが、現在どのような研修を行っていて、今後どのような研修を行おうとしているのか」についてですが、職員研修としましては、都立図書館などが主催いたします、レファレンスや児童サービスなどの担当者向けの研修を受講し、その内容を各職員へフィードバックしております。また、本市の課内研修としましては、レファレンスや著作権の法改正などについての研修を実施しております。

続きまして、2点ご意見をいただいております。

まず1点目が、「森鷗外、夏目漱石、等々の研究を楽しむグループなどがありますか」ということで、「過去に世田谷の図書館でそんなグループに参加し、勉強になったことがあります。移動中等で、大半がスマホばかり。新聞や書籍の文字離れを寂しく感じます」というご意見でした。市内のサークルなどの団体活動につきましては、文化スポーツ部文化生涯学習課にて、社会教育関係の団体を集約しております。登録団体の名称、活動内容などは市のホームページで公開しております。活動を希望する市民から問合せがあった場合は、連絡者の氏名及び連絡先を紹介しております。

続きまして2点目です。「装丁のこと、紙のこと、絵のこと。文字の形などを楽しむ場を作れたら、大切な書籍の修復等の図書館の情報が市民に伝わっていないように感じます」というご意見をいただいております。こちらにつきましては、今後のイベントや施策の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、書籍の修復につきましては、当館では「本の病院」というイベントを毎年開催しております。ご自宅の破損した本を再び使用できるように修復するイベントを行っております。また、近年はコロナ禍のため、イベント当日は参加者から本をお預かりしまして、後日、図書館で修理したものをお渡ししておりますが、昨年実施のイベントでも、長年使い慣れた本や、子どものお気に入りの本、思い出が詰まった本など、皆さんのたくさんの大切な本を修理させていただきました。今後も開催いたしますので、ぜひご参加いただければと思います。

#### 【会長】

お二方からご質問をいただいた内容について、事務局から回答がありました。追加でご意見等ございますか。

#### 【副会長】

多文化共生に関する内容で、多言語資料について、現在17言語の資料があるとのことですが、これをあまりにも拡大してしまうと選定作業など職員の方の負担が大きくなり過ぎてしまうのではないかとご意見です。

続いて館内サインについて、外国語を充実するとの記載がありますが、これもどの言語を追加していくのかは難しい問題だと思います。中国では、鉄道駅には中国語と英語の表記のみとなっている。職員の負担が大きくなり過ぎない範囲で検討した方が良いでしょう。

#### 【会長】

この点につきましては、副会長、事務局と調整して対応していこうと思います。

また、財政的な裏付けについては非常に重要なので、ここでしっかりと運営方針を策定し、裏付けをとっていければ良いと思っております。

また、様々なイベントに関わっているとのことですが、府中での取組はどうか教えてください。

【委員】

図書館の情報が市民の方に伝わっていない部分があると感じます。情報発信の方法について、どのように行っているか教えていただきたいです。

先日、研修会に参加した際に布の絵本についての話がありました。高齢者には縫物が上手な方もいるので、呼びかければ協力してもらえenと思います。

府中市立図書館では、現在布の絵本を作成しているボランティアの方はおられるのでしょうか。

【会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

1点目の情報提供についてです。府中市立図書館にはホームページがあり、図書館に関連する様々な情報が載っております。本の検索やイベント情報のほか、分類別で図書館のサービスを掲載しています。

また、インターネットが利用できない方もおられるので、各図書館で館内ポスターやチラシでの情報発信を行っています。3月には図書館がリニューアルオープンしますが、これに伴い図書館ホームページもリニューアルします。これまで以上に、中央図書館だけでなく地区図書館の情報や特集展示の情報など見やすくできるよう準備を行っております。

次に、布の絵本の作成についてですが、作っていただけるボランティア団体がございます。図書館から布絵本の材料などを提供し、毎年何冊か作っていただいております。現在、布絵本を作成するボランティアについては、募集をしておりませんが、その他の図書館サービスについてはボランティアを募集しているものもございますので、ご興味があればお問合せいただければと思います。

【委員】

図書館のホームページについては見ておりますが、人によっては見られない人もいます。そういった人にも、たくさん知恵を持っている方が多いのではないかと思います。市の広報などでは図書館についての記載はごく一部なので、情報を見逃してしまう場合もあると思います。特に高齢の方は、パソコンも携帯電話も使えない方が多いので、その方たちへの情報発信が課題だと思ひます。

【会長】

この問題についても、高齢者向けのサービスの充実に関連して記載が必要かもしれませんね。貴重な意見ありがとうございました。

【委員】

府中の森公園で「防災フェスタ」というイベントがあり、読み聞かせを行っています。野外のイベントですので、大型の絵本や紙芝居を利用して行っています。大型絵本や紙芝居は、貸出期間が一週間で、通常の絵本、紙芝居より短くなっており、準備期間が難しい場合があります。特に今年度は、2月の全館休館の影響や10月からの中央図書館の長期休館によって、自動書庫にある本も借りられなくなっています。近隣の自治体からお借りし、資料を用意したのですが、不便さを感じます。

【会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

中央図書館が10月から長期休館となり、また2月から市内の全図書館が休館となることに伴い、利用者の皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけしております。中央図書館が10月から長期休館となっているのは、図書館があるルミエール府中が建設から15年が経ち、様々な修繕工事が必要となっているためです。自動書庫につきましても、適宜メンテナンス作業を行っておりますが、今回大規模な修繕が必要なため、資料が取り出せなくなっております。自動書庫にある資料については、近隣自治体の図書館に依頼し、貸出しを行うなどの対応をとっております。3月のリニューアルオープンまで引き続き、ご不便をおかけしますが、是非ご理解いただきますようお願いいたします。

【会長】

私も図書館の休館で、研修会に利用する資料を近隣市の図書館から借りて使いました。図書館が休館となるとイベントに使う資料の準備は大変だと思います。

今回、皆さんにご審議いただいた内容に関して、私と副会長、事務局で調整をして、方針案をまとめます。私と副会長に内容を一任していただき、事務局と作成したものを皆さんにご確認いただくという形にしたいと思っております。次回は、その方針(案)の確定と図書館評価のための状況調査票について具体的に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、方針(案)のほうに関してはこれで終了させていただきます。

【委員】

選定基準について2点質問があります。

複本についてですが、選定基準では、複本の収集は利用状況を考慮すると書いてありますが、府中市では何冊程度の複本を購入しているのでしょうか。

また寄贈についてですが、どのような本を寄贈の対象としないとされているのでしょうか。

【会長】

事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

複本については、市内13館の図書館で選定、購入を行っており、複数購入する本もございますが、リクエストの観点からいいますと、同じ本に一定数以上のリクエストがあった場合に追加購入を検討しております。

府中市では、自動書庫という大きな書庫があるという環境もあって、多摩地域の26市で府中市だけが所蔵している本も多くなっております。今後、蔵書計画を立てて保管を進めます。

次に寄贈の際に除外する本についてですが、選定基準の16ページに記載しております。基本的には、長く読み継がれていく本、府中市として保存をしていくべきものを収集しております。寄贈につきましても既に所蔵していないか、図書館として保存すべき本なのかを見極めて、受入れを行っております。

【委員】

ケースバイケースで判断されているとのことと理解しました。

複本についても多く購入しすぎて、本が余ってしまうということがないように、適切に購入をお願いします。

【会長】

それでは4のその他、令和5年度の開催について事務局から説明をお願いします。

#### 4. その他

【事務局】

事務局より3点ございます。1点目について、今回ご審議いただいた方針案については、皆様の意見を反映させて取りまとめたものを次回の会議までに、委員の皆様

送付をさせていただきます。

2点目は、次回の開催についてです。来年度の7月頃になる予定ですが、後日担当より日程調整のメールをさせていただきますので、ご回答のほうをお願いいたします。開催通知や資料につきましては、別途送付をさせていただきます。

3点目、本日の会議録についてですが、約1か月程度をめでに皆様にお送りさせていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【会長】

以上で令和4年度第2回図書館協議会を終了させていただきます。皆さん、お疲れさまでした。